

熊本県障害児通所給付費等負担金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、熊本県障害児通所給付費等負担金の交付に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出期限は、別に定めるものとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書及び同項第3号のその他必要とする書類の様式は、次のとおりとする。

(1) 熊本県障害児通所給付費等負担金所要額調書（別紙第1号様式）

(2) 熊本県障害児通所給付費等負担金事業計画書（別紙第2号様式）

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書の様式は、同号の規定にかかわらず、歳入歳出予算（見込）書抄本とする。

(交付条件)

第3条 負担金の交付条件は、規則第5条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

(1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(2) 知事の承認を受けて処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(実績報告)

第4条 要項第9条第2項第1号の事業実績書の様式は、次のとおりとする。

(1) 熊本県障害児通所給付費等負担金精算書集計表（別紙第3号様式）

(2) 熊本県障害児通所給付費等負担金支出済額内訳（別紙第4号様式）

2 要項第9条第2項第2号の収支精算書の様式は、同号の規定にかかわらず、歳入歳出決算（見込）書抄本とする。

3 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、負担金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の5月末日とする。

(負担金の精算)

第5条 規則第13条の規定により報告された実績額が（変更）交付決定額に対して超過し、又は不足する場合は、実績報告があった年度内において当該過不足額を精算（返納又は追加交付）するものとする。

附 則

この要領は、平成25年1月22日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年2月19日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年1月13日から施行し、平成26年4月1日から適用する。